

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

平成27年12月15日
条例第55号

改正 平成29年3月31日条例第11号
〔第1次改正〕
令和2年10月13日条例第83号
〔第3次改正〕

平成30年3月30日条例第17号
〔第2次改正〕
令和3年10月19日条例第36号
〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例第2条による改正〕

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例をここに公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例〕を題名改正〔平成30年条例17号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第9条第2項の規定による個人番号の利用及び法第19条第11号の規定による特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成30年条例17号・令和3年36号〕

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第3条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び知事又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

一部改正〔平成29年条例11号・30年17号〕

(特定個人情報の提供)

第4条 別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合は、当該同表の第3欄に掲げる機関は、法第19条第11号の規定により当該特定個人情報を提供することができる。

追加〔平成30年条例17号〕、一部改正〔令和3年条例36号〕

(提出書面の特例)

第5条 第3条第2項本文若しくは第3項本文の規定による特定個人情報の利用をした場合又は前条の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

追加〔平成30年条例17号〕

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成30年条例17号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 住民基本台帳法施行条例(平成14年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成29年3月31日条例第11号)

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定、別表の改正規定(同表に次のように加える部分を除く。)及び別表第1の次に1表を加える改正規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成29年7月規則第60号で、ただし書に規定する部分は同29年7月18日から施行)

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 住民基本台帳法施行条例(平成14年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成30年3月30日条例第17号)

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定、第3条第4項を削る改正規定、第4条を第6条とし、第3条の次に2条を加える改正規定、別表第2の改正規定及び同表の次に1表を加える改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 住民基本台帳法施行条例(平成14年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和2年10月13日条例第83号)

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の附則〕

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

2 住民基本台帳法施行条例(平成14年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(令和3年10月19日条例第36号)

〔行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

機関	事務
1 知事	私立の高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。以下この表において同じ。)における授業料の負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

2 知事	私立の高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の専攻科における授業料の負担の軽減を図るための支援金（8の項において「支援金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 知事	私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び私立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における授業料以外の教育に係る経費の負担の軽減を図るための給付金（9の項において「給付金」という。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 知事	高等学校等を退学した後に私立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 知事	特定疾患（治療が極めて困難であり、かつ、その治療に要する費用が高額である疾患で知事が定めるものをいう。以下この項及び次表の1の項において同じ。）に係る治療研究費（特定疾患に係る医療に要する費用で難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費に相当するものをいう。同項において同じ。）の交付に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	北海道立学校条例（昭和39年北海道条例第41号）による授業料等の減免に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	北海道公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付条例（昭和49年北海道条例第13号）による学資金の貸付に関する事務であって規則で定めるもの
8 教育委員会	公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
9 教育委員会	国立又は公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）及び国立又は公立の高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科における給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
10 教育委員会	高等学校等を退学した後に公立の高等学校等に入学した者に対する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
11 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）によるものを除く。）であって規則で定めるもの
12 教育委員会	道立の中等教育学校の前期課程における学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費についての援助に関する事務であって規則で定めるもの
13 教育委員会	道立の高等学校の募集停止に伴う高等学校の生徒の通学又は下宿に要する経費の負担の軽減を図るための補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

一部改正〔平成29年条例11号・30年17号・令和2年83号〕

別表第2（第3条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 知事	特定疾患に係る治療研究費の交付に関する事務であって規則で定めるもの	ア 国民年金法（昭和34年法律第141号）その他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの イ 難病の患者に対する医療等に関する法律第12条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

全部改正〔平成30年条例17号〕

別表第3（第4条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

追加〔平成30年条例17号〕